

## 盛田家文書目録 上巻

### 凡 例

- 1 本目録は、盛田家文書のうち村方にかかわるものを収めた。
- 1 史料は、利用上の便宜を考慮するとともに、史料の伝存形態をくずさないよう配慮し、大小の項目を立てて分類配列した。
- 1 各史料については、表題または内容摘記の表題、作成者または差出人、宛名、作成年月日、形態、数量、整理番号の順に記載した。
- 1 表題は、原則として史料の原表題を採り、表題が無いものには新たに表題を選定し、( )を付して原表題と区別した。また、原表題が史料内容をよく示していない場合には、内容摘記の表題を選定し、原表題の下に( )を付して追記した。
- 1 作成年次は、表題の左に年月日を付して示し、また干支は判明する限りその年次を翻年して( )を付し、推定年次も( )を付して示した。数年次にわたるものは始年終年を示した。
- 1 文書の発信人・受信人は作成年次の下に記し、発受の関係を両者間の「↓」をもって示した。
- 1 史料の形状については、簿冊のうち縦帳はこれを特記せず、横帳を「横」、横帳半を「横半」として、原書の大きさの概を示すにとどめ、一紙書付類は「通」、絵図は「枚」で示した。また、複数の一紙書付類、あるいは複数の簿冊を一つに綴じたものは「一綴」、一冊の中に表題をもつ簿冊は「合一冊」で示した。一束、一纏りとして伝存しているものは、末尾に〔以上□通一束にしてあり〕、〔以上□通一纏にしてあり〕と注記した。
- 1 史料は原則として各項目ごとに年次順に配列したが、小手形類は、さきに主に貢租関係のもの、ついでその他のものの順とした。小手形類は一纏りの中に幾束がになっているものが多く、整理番号を細分化して、一纏りのなかの束、その中の小束を示すようにした。
- 1 巻末に簡単な解説を付した。

## 盛田家文書目録 下巻

### 凡 例

- 1 本目録は、盛田家文書のうち盛田家の家政・経営等にかかわるものだ。
- 1 史料は、利用上の便宜を考慮するとともに、史料の伝存形態をくずさないよう配慮し、大小の項目を立てて分類配列した。
- 1 各史料については、表題または内容摘記の表題、作成者または差出人、宛名、作成年月日、形態、数量、整理番号の順に記載した。
- 1 表題は、原則として史料の原表題を採り、表題が無いものには新たに表題を選定し、( )を付して原表題と区別した。また、原表題が史料内容をよく示していない場合には、内容摘記の表題を選定し、原表題の下に( )を付して追記した。
- 1 作成年次は、表題の左に年月日を付して示し、また干支は判明する限りその年次を翻年して( )を付し、推定年次も( )を付して示した。数年次にわたるものは始年終年を示した。
- 1 史料が写本の場合は年次の下に「写」、本版本の場合は「版」、活字本の場合は「刊」を付した。
- 1 文書の発信人・受信人は作成年次の下に記し、発受の関係を両者間の「↓」をもって示した。
- 1 史料の形状については、簿冊のうち縦帳はこれを特記せず、横帳を「横」、横帳半を「横半」として、原書の大きさの概を示すにとどめ、一紙書付類は「通」、地券は「枚」で示した。また、複数の一紙書付類、あるいは複数の簿冊を一つに綴じたものは「一綴」、一冊の中に表題をもつ簿冊は「合一冊」で示した。一束、一纏り、一包みとして伝存しているものは、末尾に〔以上□通一束にしてあり〕、〔以上□通一纏にしてあり〕、〔以上□通一包にしてあり〕と注記した。そのほか、命棋翁遺品・書状・諸書付など、多様な形状のものが一束・一纏りとして伝存しているもののうち、目録に個々に載せるのが不可能なものについては、その数量を一括して「点」で示した。
- 1 盛田家に伝存している二世十返舎一九関係史料の目録および上巻補遺を収録した。
- 1 巻末に解説を付した。